



# 整骨院・接骨院にかかるとき



整骨院や接骨院で、健康保険が使えるのは限られたケースだけだということをご存じですか？ 知らずにかかると、思わぬ出費につながるかもしれません。

## 1 健康保険が使える場合と使えない場合

### 使える場合

外傷性が明らかで、慢性的な状態に至っていない以下のもの

- 骨折\* 脱臼\* 打撲 捻挫 肉離れ

\*骨折、脱臼は、応急処置を除き、あらかじめ医師の同意が必要。



知らずにかかると、自費診療になるかも……

### 使えない場合

- 日常生活からくる肩こり、筋肉疲労
- 保険医療機関で治療中の負傷
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 症状の改善が見られない長期の施術

※仕事や通勤途上におきた負傷は労災保険の適用となり、健康保険の対象外です。



早く治ったほうが、体も元気になるし、ほくもうれしいよ！

## 2 どのくらい通っていますか？

整骨院・接骨院では国家資格をもつ「柔道整復師」が施術を行います。病院ではないので、投薬や注射、手術、リハビリテーションなどはできません。長く通っても症状が改善しない場合は、内科的要因も考えられます。

3カ月以上施術が続く場合は、不調の原因を確かめるためにも、**医療機関の受診をおすすめ**します。

## 3 領収書・明細書をもらいましょう

整骨院・接骨院では、**領収書の発行（無料）**と、施術内容が細かく記された**明細書の発行（有料の場合もあり）**が義務付けられています。

領収書・明細書は必ず受け取り、金額や施術内容が実際と違っている場合は健保組合にご連絡ください。



### 健保組合からの照会には 回答をお願いします

整骨院・接骨院からの請求に、健康保険の対象外や水増しなど、一部に不適切なものがあります。みなさんから納めていただいた大切な保険料を適正に使うために、施術日や施術内容、負傷原因などについて、健保組合から電話や文書などで照会させていただくことがあります。その際には必ずご回答いただけますよう、ご協力をお願いいたします。



### 療養費支給申請書に 署名する際はよく確認を

「療養費支給申請書」に署名する際は、**負傷原因、負傷名、日数、金額をよく確認**しましょう。

※柔道整復師が患者に代わって健保組合に費用を請求できる「受領委任払い」を採用している健保組合の場合。

なお受領委任払いを採用している健保組合でも、療養費の適正な給付を図るため、一定の事例に当てはまる患者については、健保組合の判断で「**償還払い**」（患者が一度費用を全額支払った後で健保組合に健保負担分を請求するしくみ）に変更できることになっています。